処理事例22 調査をしないこととしたもの

苦情申立て対象機関	文化芸術部文化振興課
,	明石文化芸術創生会議委員(以下「委員」という。)の募集が
苦情申立ての内容	ありましたので、応募しました。
	募集要項には、応募用紙と「明石の魅力ある文化芸術の創造と
	発展に向けての思い」をテーマにしたレポートをもとに書類選考
	することが記載されており、選考の結果、応募の意向に添えない
	旨の書面をいただきました。
	そこで、委員に選ばれた方のレポートを参考にさせていただき
	たいと思い、その方のレポートの公表を担当課に申し入れたので
	すが、個人情報保護のために明らかにできないと断られました。
	しかし、選ばれた方のレポートを公開することは、その方の名
	<b>営にこそなりますが、個人情報の流出に当たらないと考えますの</b>
	で、委員に選ばれた方のレポートを公表してほしい。
	オンブズマンは、苦情申立書の内容から、申立人が求めておら
調査結果等	れるのは、委員に選ばれた方のレポートという市が業務上取得し
	た文書の公開であると理解しました。
	市では、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めるとと
	もに、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を
	明らかにし、市政に関し市民に説明する責務が全うされるよう
	「明石市情報公開条例」(以下「情報公開条例」という。)を制
	定し、情報公開条例に基づく情報公開制度の運用に努めていま
	す。
	申立人が求めておられる公文書の公開請求の手順や公開内容
	の決定に不服がある場合の救済手続などは、情報公開条例と明石
	市情報公開条例施行規則に定められています。
	オンブズマンが調査の対象とするのは、苦情の原因となった事
	実について利害を有する市政に対する苦情のうち、情報公開制度
	をはじめ、裁判制度や行政不服審査制度など、オンブズマン制度
	以外にも様々な救済制度があるなかで、オンブズマン制度で調査
	することが相当であると認められる苦情であり、オンブズマンが
	他の法的手段により解決を図ることが相当であると認めるとき
	は、当該苦情を調査しないことを「明石市行政オンブズマン設置
	要綱」第11条第1項第5号で定めています。
	この度申立てられた苦情は、まさしく情報公開の制度によって
	明らかにすることが相応しい内容であると判断しましたので、オ
	ンブズマンは調査しないこととしました。
苦情申立ての受付年月日	平成21年(2009年) 7月 1日 要した日数
調査しない旨の通知年月日	平成21年(2009年) 7月 9日   8日間